

大阪市水道局告示第77号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
愛媛銀行	新大阪支店	変 更 前	大阪市淀川区西宮原2丁目1－ 3 S O R A新大阪21 2階	令和7年 12月1日
		変 更 後	大阪府中央区平野町2丁目3－ 7 アーバンエース北浜ビル13階 大阪支店内	

（水道局総務部経理課）